

総合型地域スポーツクラブへの 支援体制等に関する調査結果 概 要

平成28年8月



スポーツ庁

Japan Sports Agency

目次

	ページ
I 調査の概要	1
II 広域スポーツセンターについて	
1. 設置数	2
2. 設置主体	2
3. 設置根拠	2
4. 運営形態	3
(1) 運営の主体	
(2) 委託・委嘱先	
5. 運営職員	4
運営職員の構成	
運営職員の人数	
6. 運営に係る予算規模及び財源内訳	5
(1) 予算規模	
(2) 財源内訳	
7. 事業内容（総合型クラブの創設・育成関係）	6
8. 事業内容（総合型クラブの創設・育成関係以外）	8
III クラブアドバイザーの配置状況について	
1. 配置主体別の人数	9
2. 1都道府県当たりの人数	9
3. 配置場所別の人数	10
IV 都道府県スポーツ主管部署と関係組織・団体等との連携状況について	11
V 総合型クラブに関する登録・認証等制度の整備状況について	12

I 調査の概要

1. 調査目的

スポーツ庁では住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備に向けて、総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」と表記）を育成・推進しており、今後の総合型クラブへの支援体制の在り方についての検討等に資するために実施した。

2. 調査対象

47都道府県スポーツ主管課

3. 調査方法

郵送及びメールによる調査

4. 調査時期等

平成28年6月7日（火）～平成28年6月27日（月）

※平成28年6月1日時点での状況について回答を依頼。

5. 回答数

47都道府県（回答率：100%）

Ⅱ 広域スポーツセンターについて

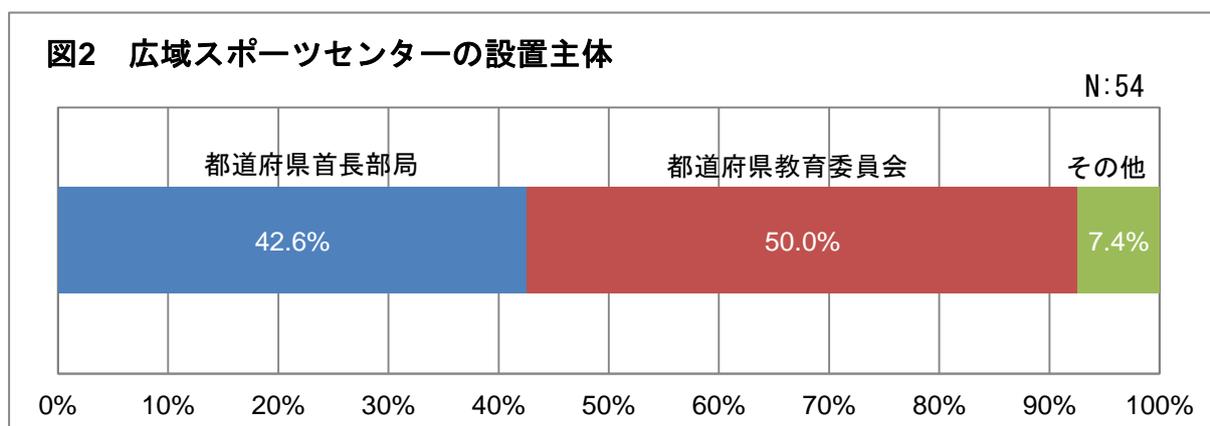
1. 設置数

全国 47 都道府県に、54 の広域スポーツセンターが設置されている。各都道府県に最低 1 つは設置されており、うち 2 つの県で複数の広域スポーツセンターが設置されている。

2. 設置主体

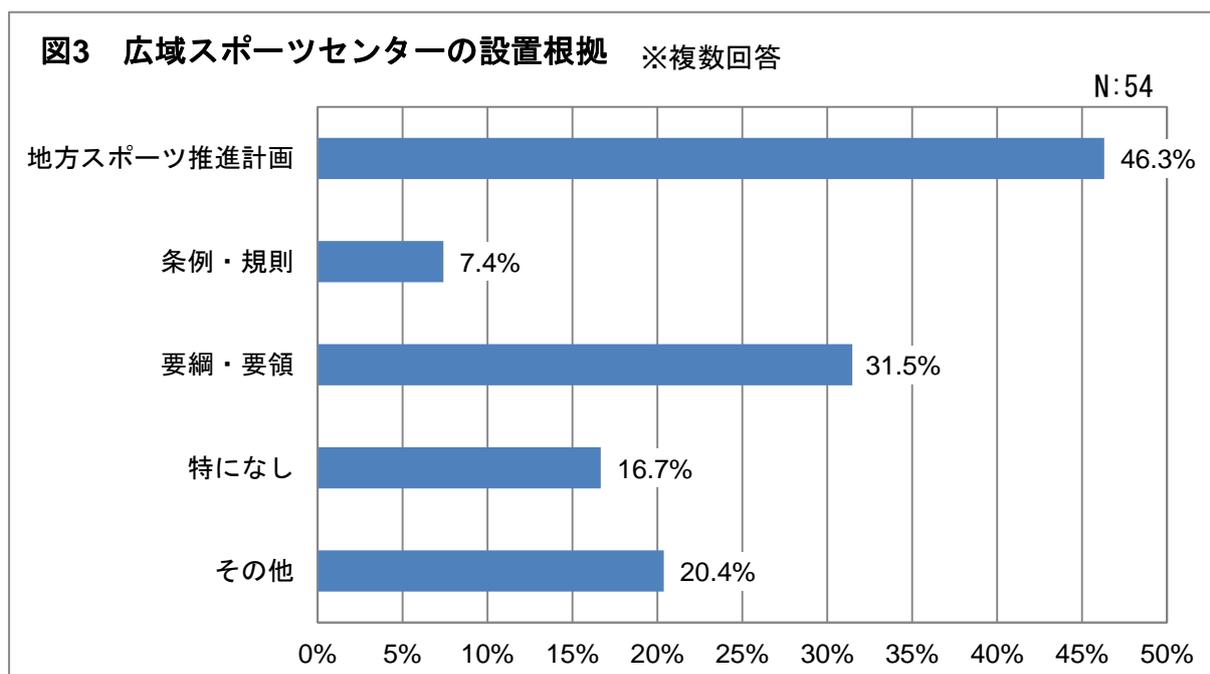
「都道府県首長部局」が 42.6%、「都道府県教育委員会」が 50.0%、「その他」が 7.4%となっている。(図 2 参照)

なお、「その他」の内訳は「教育委員会と体育協会の共同」、「体育協会」、「県スポーツ振興事業団」となっている。



3. 設置根拠

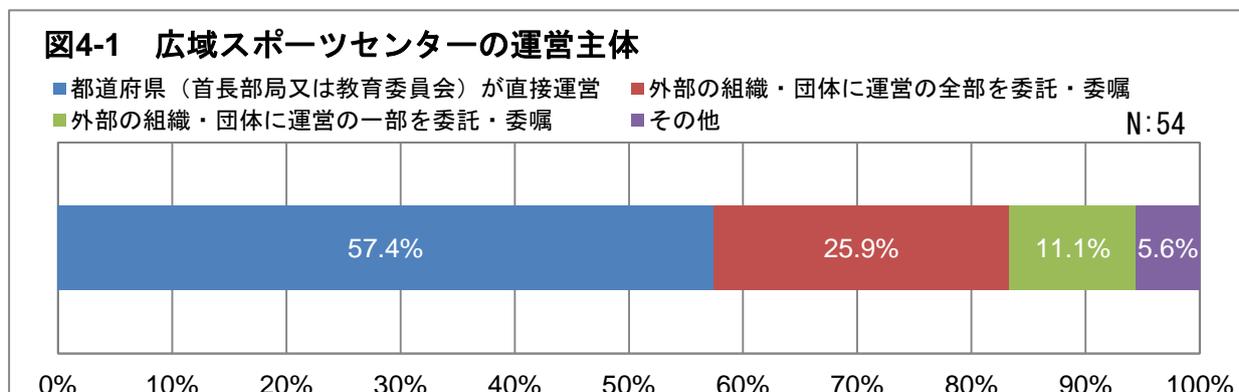
「地方スポーツ推進計画」が 46.3%、次に「要綱・要領」が 31.5%、「条例・規則」が 7.4%などとなっている。(図 3 参照)



4. 運営形態

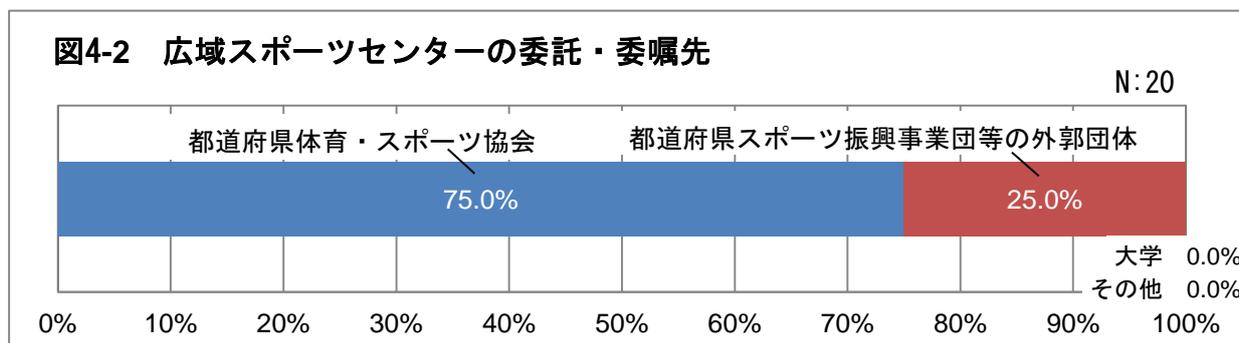
(1) 運営の主体

「都道府県（首長部局又は教育委員会）が直接運営」しているのが 57.4%、「外部の組織・団体に運営の全部を委託・委嘱」しているのが 25.9%、「外部の組織・団体に運営の一部を委託・委嘱」しているのが 11.1%などとなっている。（図 4-1 参照）



(2) 委託・委嘱先

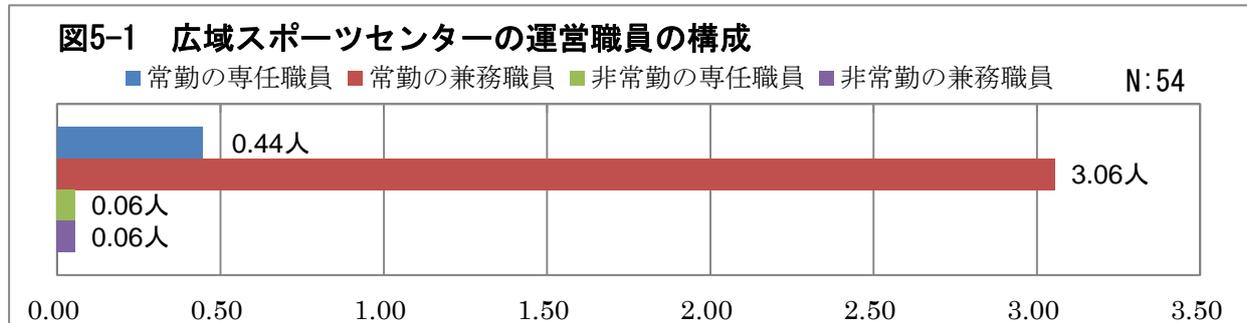
外部の団体に運営を委託・委嘱している場合のうち委託・委嘱先は、「都道府県体育・スポーツ協会」が 75%、「都道府県スポーツ振興事業団等の外郭団体」が 25%となっている。（図 4-2 参照）



5. 運営職員

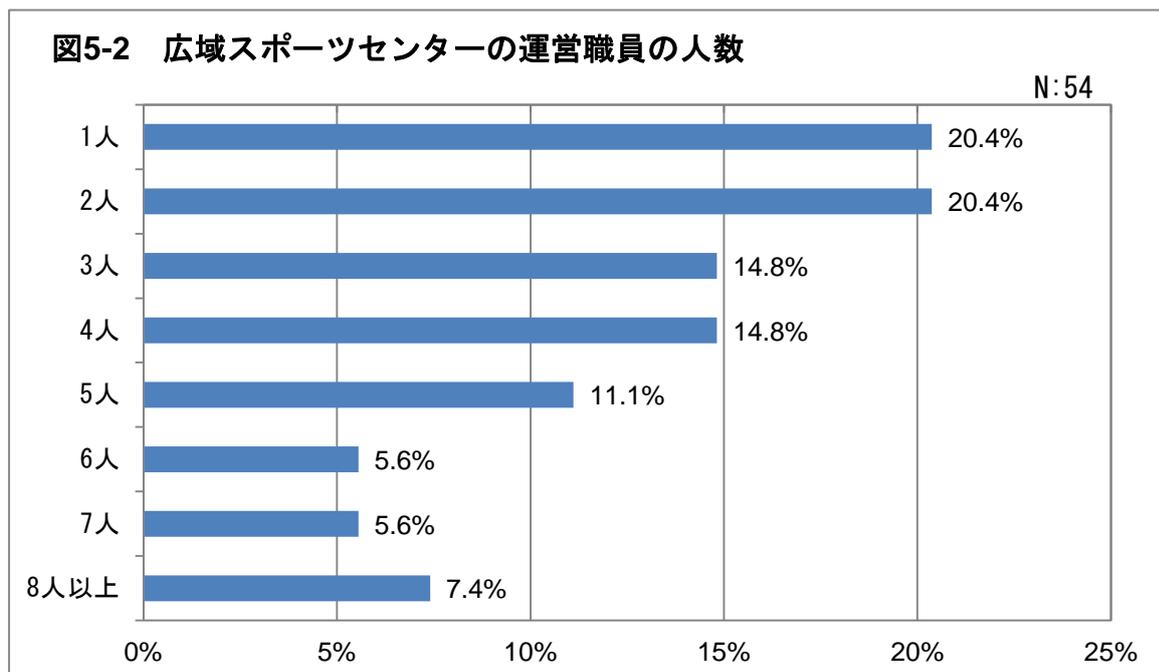
(1) 運営職員の構成

広域スポーツセンター1箇所当たりの運営職員の構成は、「常勤の専任職員」が平均 0.44 人、「常勤の兼務職員」が平均 3.06 人、「非常勤の専任職員」及び「非常勤の兼務職員」が平均 0.06 人となっている。(図 5-1 参照)



(2) 運営職員の人数

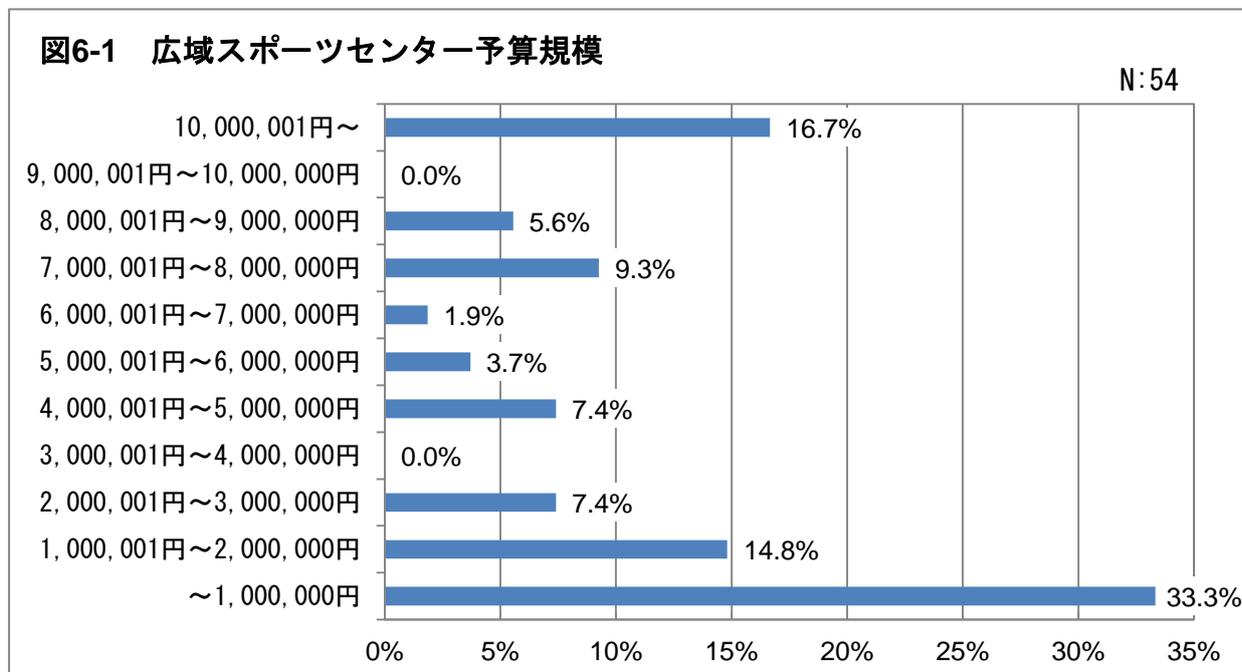
広域スポーツセンター1箇所当たりの運営職員の人数は「1人」及び「2人」がともに 20.4%、「3人」及び「4人」がともに 14.8%、「5人」が 11.1%などとなっている。(図 5-2 参照)



6. 運営に係る予算規模及び財源内訳

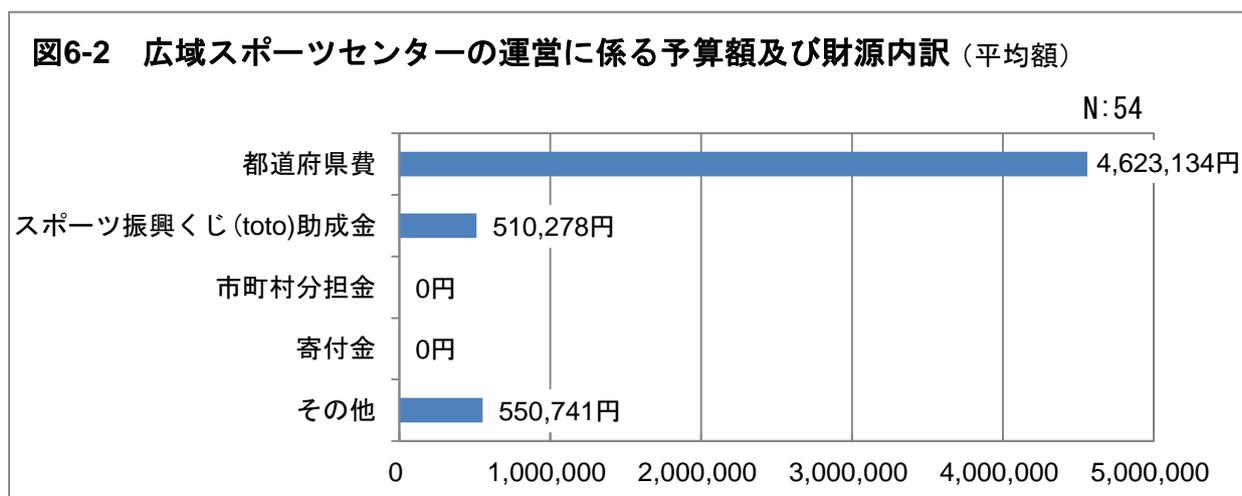
(1) 予算規模

広域スポーツセンター1箇所当たりの予算規模は、「～1,000,000円」が33.3%、「10,000,001円～」が16.7%、「1,000,001円～2,000,000円」が14.8%などとなっている。(図6-1参照)



(2) 財源内訳

広域スポーツセンターの運営に係る財源内訳は、「都道府県費」が平均4,623,134円、「スポーツ振興くじ(toto)助成金」が平均510,278円、「その他」が平均550,741円となっている。(図6-2参照)



○「その他」の主な内容

- ・ 都道府県スポーツ振興基金からの助成金
- ・ 都道府県スポーツ振興財団の独自財源
- ・ 負担金収入

7. 事業内容（総合型クラブの創設・育成関係）

○ 総合型クラブの創設に向けた取組

「未育成市区町村への普及・啓発」が 83.3%、「総合型クラブの創設に関する窓口の設置」が 77.8%、創設準備中団体への個別訪問による指導・助言」が 68.5%となっている。

○ 総合型クラブの運営に対する支援

「総合型クラブのクラブマネージャー育成に関する支援」が 83.3%、「総合型クラブへの個別訪問による指導・助言」及び「総合型クラブの活動等を広報するためのウェブサイト」の作成」がともに 74.1%などとなっている。

○ 都道府県総合型クラブ連絡協議会に対する支援

「総合型クラブの都道府県総合型クラブ連絡協議会への加盟促進」が 70.4%、「都道府県総合型クラブ連絡協議会の広報活動に対する支援」が 61.1%、「都道府県総合型クラブ連絡協議会の事務局業務の代行」が 35.2%などとなっている。

○ 市町村行政に対する支援

「市町村の総合型クラブに関する事務事業への指導・助言」が 74.1%、「市町村の総合型クラブ担当者職員を対象とした研修会・講習会の開催」が 64.8%、「市町村の総合型クラブ担当者職員を対象とした会議の開催」が 40.7%などとなっている。

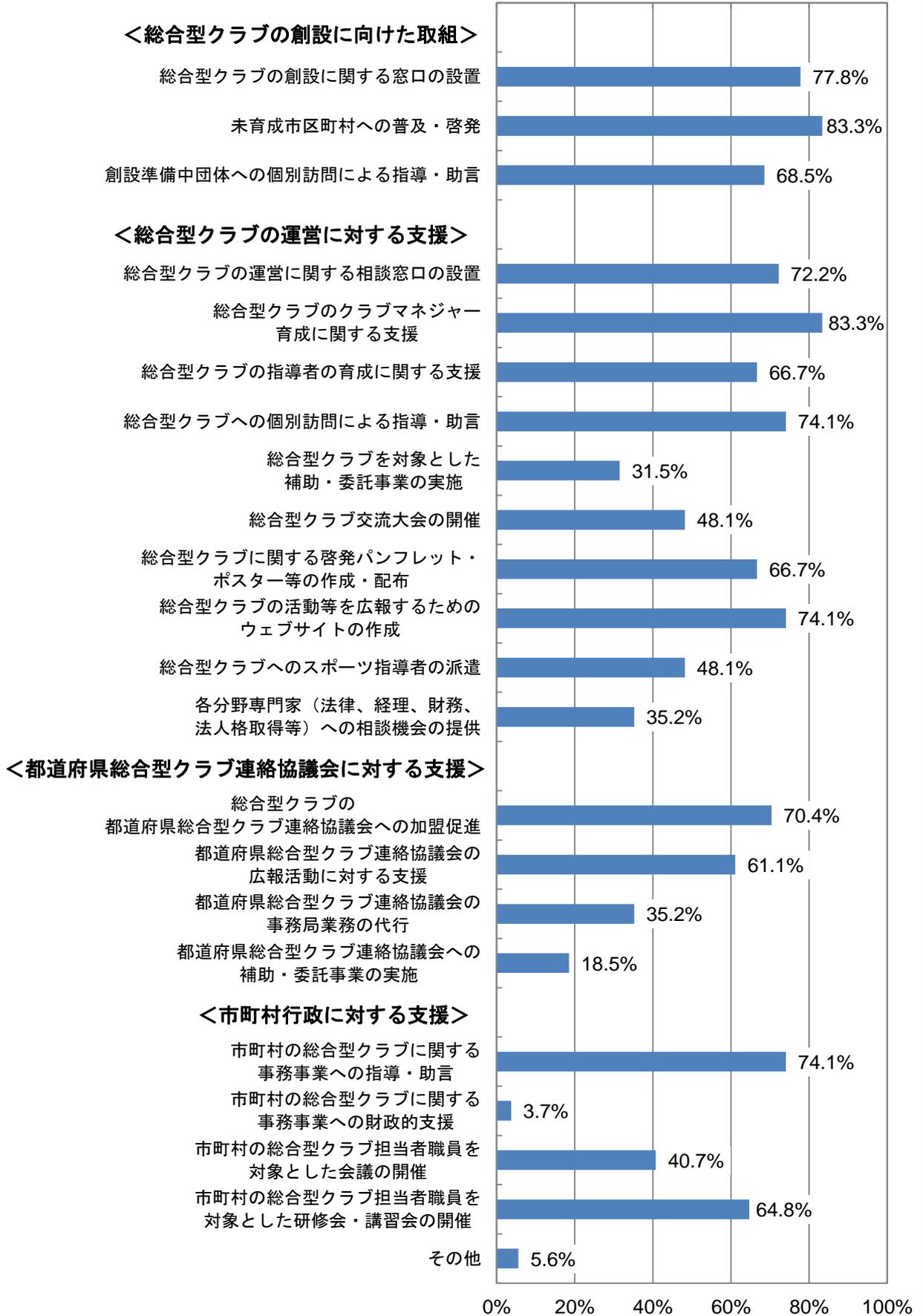
(図 7 参照)

○ 「その他」の主な内容

- ・ 市町村訪問を通しての総合型クラブへの理解促進・連携形態の提案
- ・ 総合型クラブ連絡協議会会議・事業への参加促進

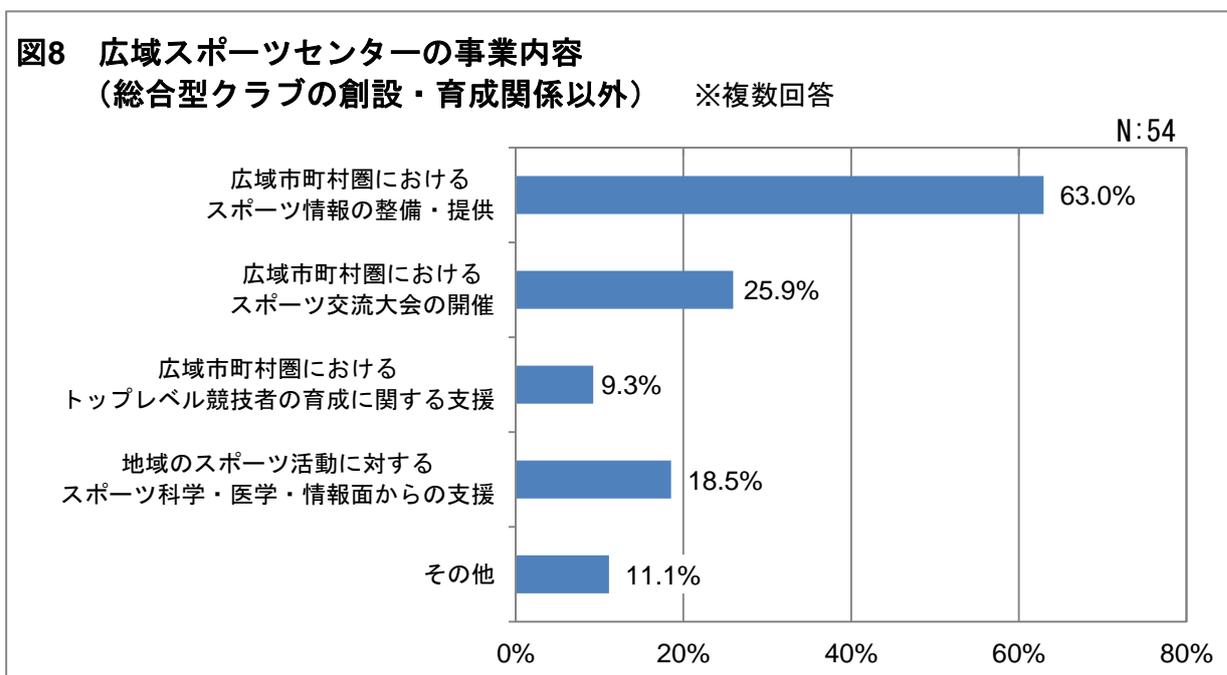
図7 広域スポーツセンターの事業内容
(総合型クラブの創設・育成関係) ※複数回答

N:54



8. 事業内容（総合型クラブの創設・育成関係以外）

「広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備・提供」が63.0%、「広域市町村圏におけるスポーツ交流大会の開催」が25.9%、「地域のスポーツ活動に対するスポーツ科学・医学・情報面からの支援」が18.5%などとなっている。（図8参照）



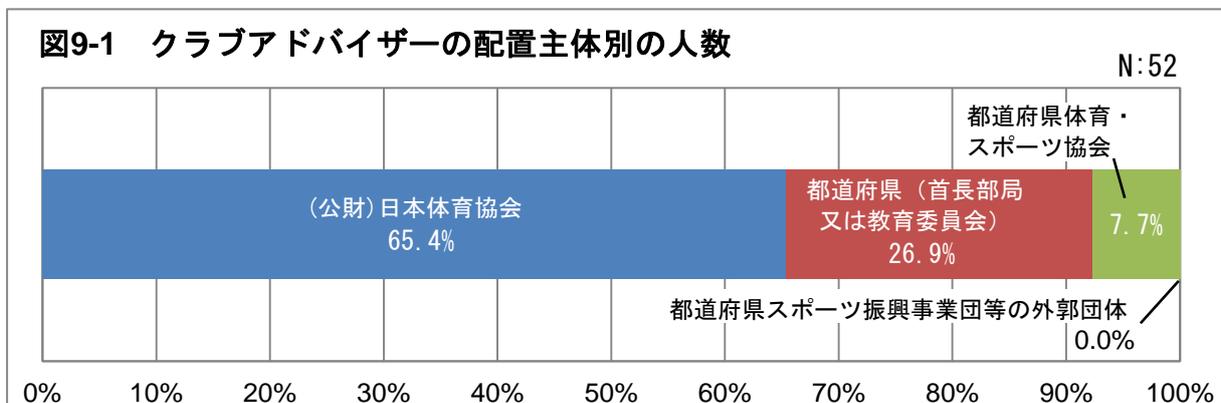
○「その他」の主な内容

- ・ スポーツを活用した地域活性化の取組支援
- ・ 地域のスポーツ活動に対するマネジメント・経営、リスクマネジメント、実技指導研修会の実施
- ・ 各種助成金情報の提供
- ・ 他クラブの情報提供、調査研究事業

Ⅲ クラブアドバイザーの配置状況について

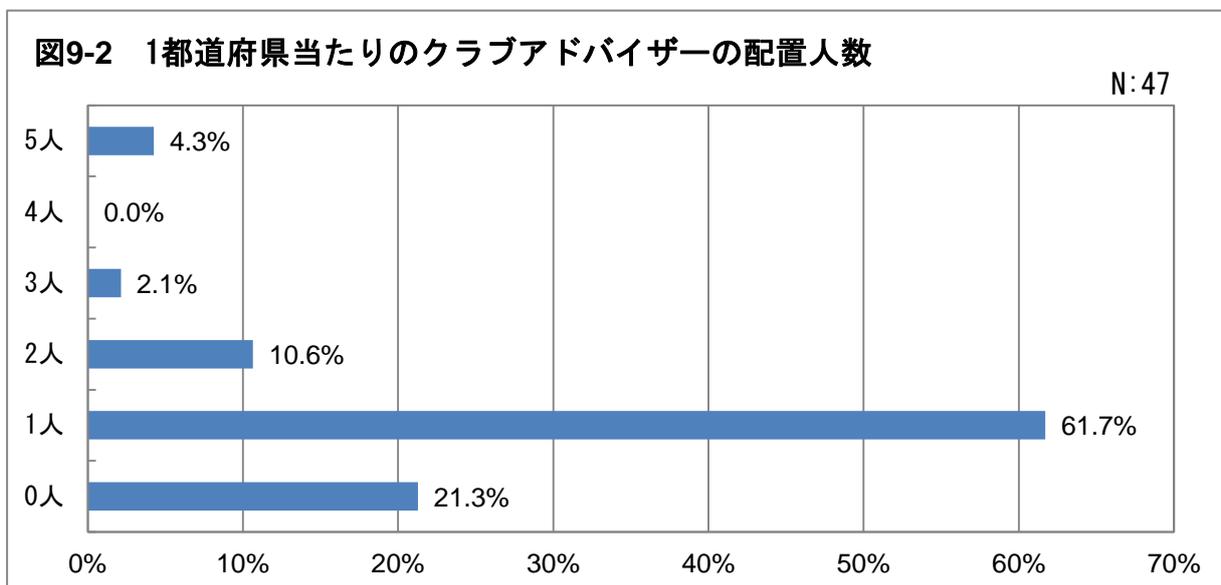
1. 配置主体別の人数

「(公財)日本体育協会」が配置しているアドバイザーが 65.4%、「都道府県(首長部局又は教育委員会)」が配置しているアドバイザーが 26.9%、「都道府県体育・スポーツ協会」が配置しているアドバイザーが 7.7%などとなっている。(図 9-1 参照)



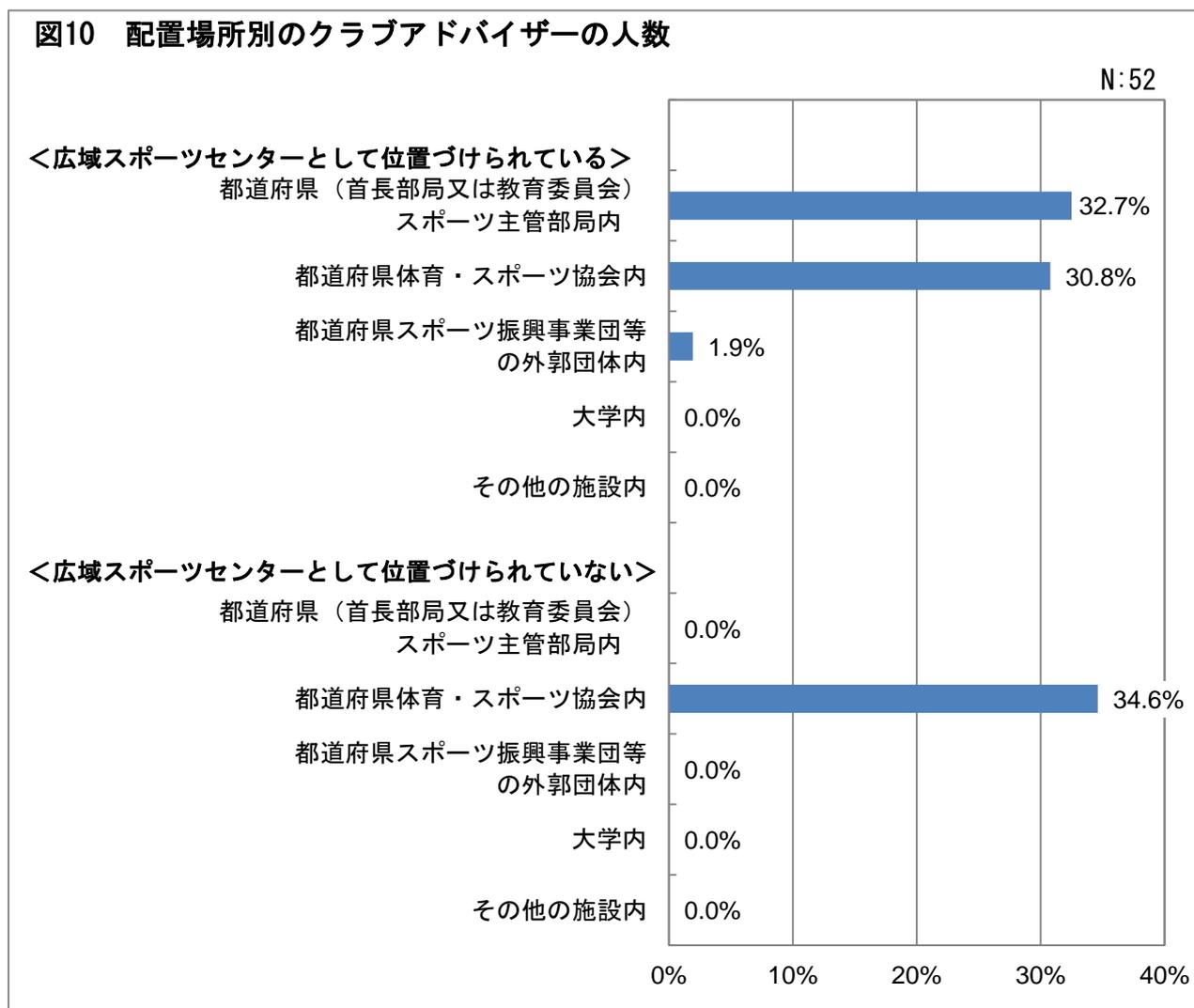
2. 1都道府県当たりの人数

「1人」の都道府県が 61.7%、「0人」の都道府県が 21.3%、「2人」の都道府県が 10.6%などとなっている。(図 9-2 参照)



3. 配置場所別の人数

「広域スポーツセンターとして位置付けられている都道府県（首長部局又は教育委員会）スポーツ主管部局内」が 32.7%、「広域スポーツセンターとして位置付けられている都道府県体育・スポーツ協会内」が 30.8%、「広域スポーツセンターとして位置付けられていない都道府県体育・スポーツ協会内」が 34.6%などとなっている。（図 10 参照）



IV 都道府県スポーツ主管部署と関係組織・団体等との連携状況について

① 情報・意見交換

「都道府県体育・スポーツ協会」が 93.6%、「都道府県教育委員会学校体育主管部署（運動部活動、学校体育等）」が 83.0%、「都道府県障害者福祉主管部署（障害者スポーツの推進等）」が 72.3%などとなっている。

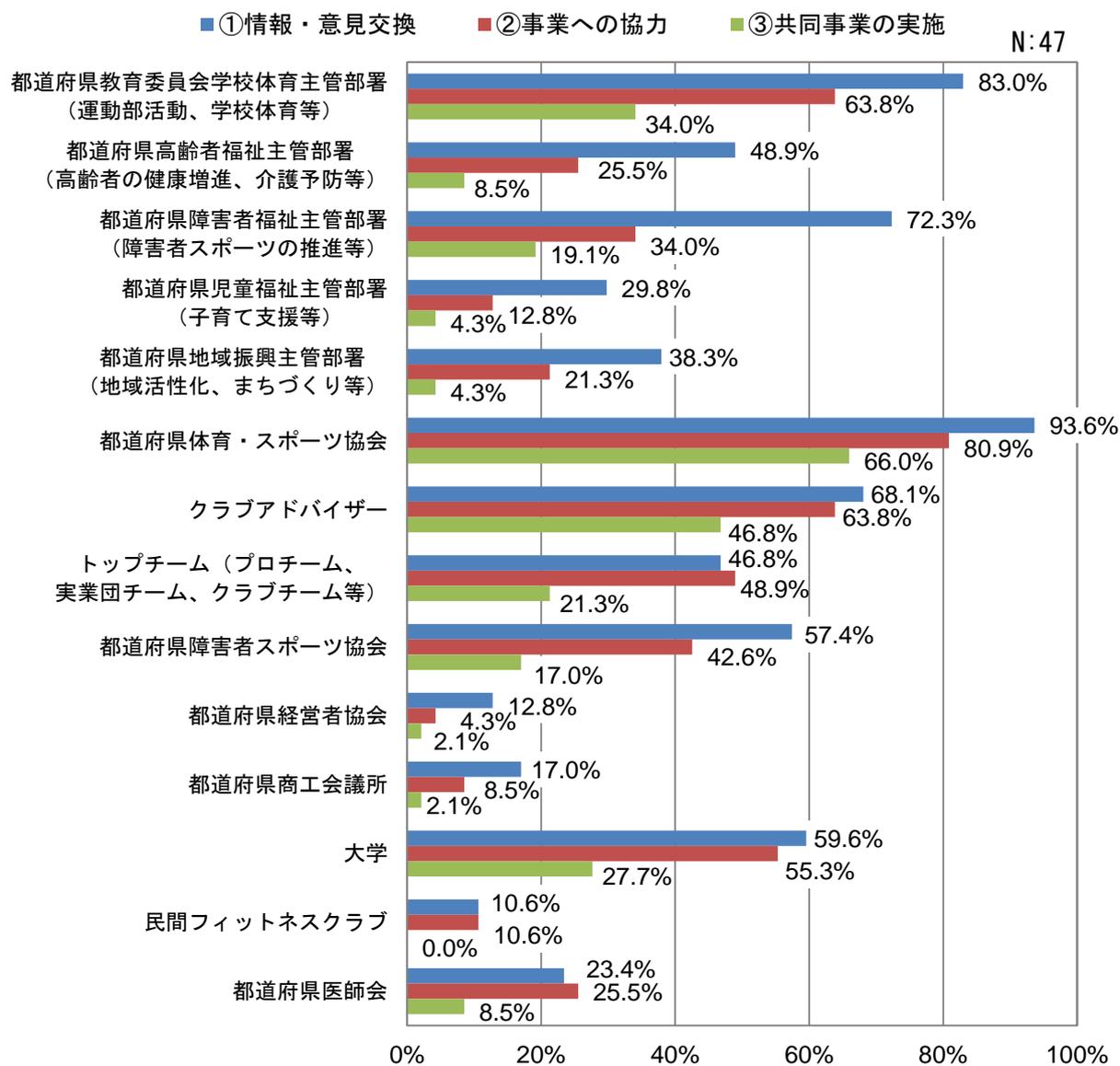
② 事業への協力

「都道府県体育・スポーツ協会」が 80.9%、「都道府県教育委員会学校体育主管部署（運動部活動、学校体育等）」及び「クラブアドバイザー」が 63.8%などとなっている。

③ 共同事業の実施

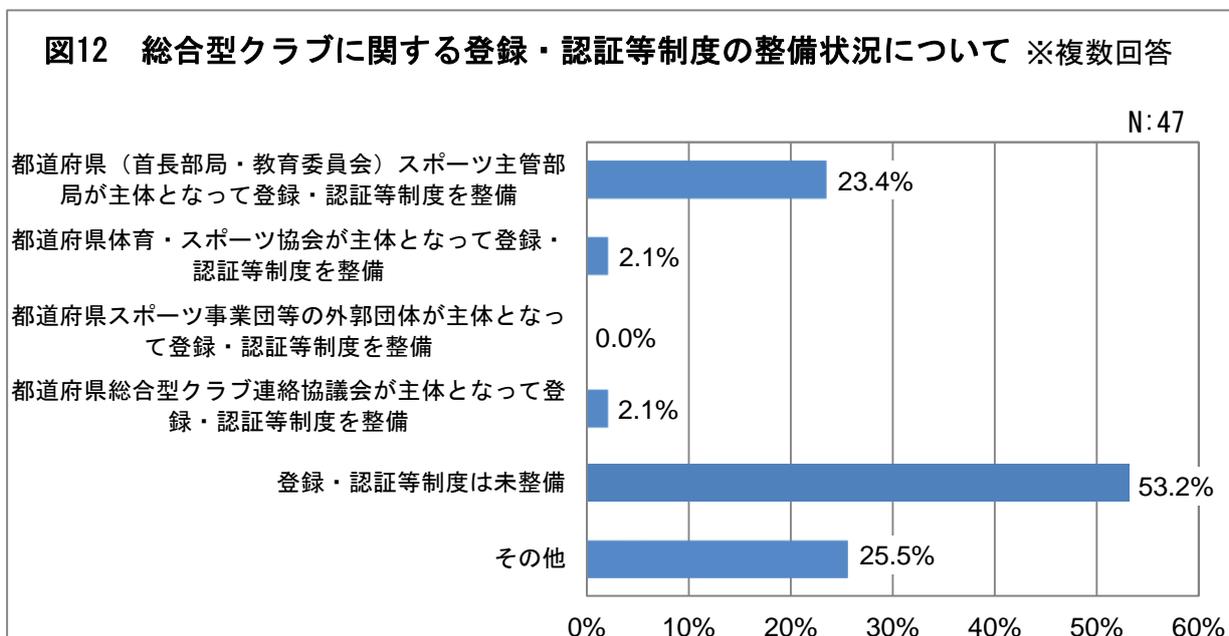
「都道府県体育・スポーツ協会」が 66.0%、「クラブアドバイザー」が 46.8%、「都道府県教育委員会学校体育主管部署（運動部活動、学校体育等）」が 34.0%などとなっている。（図 11 参照）

図11 都道府県スポーツ主管部署と関係組織・団体等との連携状況 ※複数回答



V 総合型クラブに関する登録・認証等制度の整備状況について

「登録・認証等制度は未整備」の都道府県が 53.2%、「その他」の都道府県が 25.5%、「都道府県（首長部局・教育委員会）スポーツ主管部局が主体となって登録・認証等制度を整備」しているのが 23.4%などとなった。（図 12 参照）



○「その他」の主な内容

- ・ 広域スポーツセンターが整備
- ・ 設立市区町村が整備
- ・ 関係市区町村や体育協会、教育事務所、県等が協議し、最終的に県が認証

総合型地域スポーツクラブへの支援体制等に関する調査結果
概 要

平成28年8月
スポーツ庁
健康スポーツ課連携推進係
担当：竹河、石本

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111 (内線：3485)